

所得税の確定申告、市県民税の申告のお知らせ

～税務署からのお知らせ～

税務署では、納税者の皆さんが確定申告書や収支内訳書を自分で作成する「自書申告」を推進しています。「平成18年分所得税の確定申告の手引き」を参考に、自分で申告書を作成して早めに提出しましょう。

なお、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の『確定申告書等作成コーナー』では、簡単に申告書が作成できます。

申告書の提出は郵送でも可能です。

送付先/社税務署 〒673-1492 加東市社51番地の3
☎0795@0223

所得税及び贈与税の申告と納付期限
3月15日(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税の
申告と納付期限 4月2日(月)

申告期間は、2月16日(金)～
3月15日(木)です。

農業所得の申告は？

平成18年分の申告から、農業所得の計算は、水稻を含むすべての所得について、出荷伝票や領収書等をもとに実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算により申告していただくことになります。

※市の申告会場は例年込み合い、待ち時間が長くなるのが予想されますので、事前に収入及び支出を集計し、収支内訳書を作成の上、ご来場ください。未作成の場合には、別室で作成いただいた後に受付を行っていただくことになります。

収支内訳書の作成には、出荷伝票や収入金額等の分かるもの、領収証や購入証明書等の支出の分かる書類や帳簿が必要です。

◆問合せ/社税務署 個人課税部門 ☎0795@0223

～申告相談のお知らせ～

所得税の申告

給与所得以外に次の収入がある方は、申告が必要な場合があります。昨年の収入を一度確認しましょう。

- 農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- 土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- 生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

サラリーマンの確定申告は？

次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- 給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。)
- 平成18年中の給与の収入金額が2千万円を越える場合
※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。

株式譲渡の申告は？

多様なケースがありますので、社税務署でお願いします。

申告書の書き方などで分からないことがあれば、税務署または市の申告会場で相談してください。

市県民税の申告

平成19年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は、市県民税の申告が必要です。申告書は申告会場または市税務課へ提出してください。

特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。

◆問合せ/市役所税務課 ☎@8712

《申告に必要なもの》

- ① 所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方)
 - ② 印鑑
 - ③ 源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
 - ④ 生命保険、損害保険料等の支払証明書、その他領収書
 - ⑤ 国民年金保険料の控除証明書または領収書(国民年金保険料の支払いがある方)
 - ⑥ 所得の計算に必要な帳簿書類
 - ⑦ 通知があった方は通知書
- ※ 新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

市職員が申告相談に応じる場合は、原則として次の方とします。

- ① 給与所得者及び公的年金等受給者
- ② 上記以外の方で、おおむね所得300万円未満の白色申告者(ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である方を除きます。)

※上記以外の所得等がある方は、税務署でご相談ください。